



## 東日本大震災の被災により南知多町へ避難された方へ

東日本大震災に被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

東日本大震災に被災された方（災害救助法適用市町村にお住まいの方）等で、南知多町に避難されている方々にご利用いただける主な制度についてご案内いたします。

※制度は随時変更の可能性がありますのでご了承ください。

### 総合案内・お問合せ

#### 【南知多町役場 企画部 企画課】

電話：0569-65-0711（内線 332・335）

FAX：0569-65-1235

（対応時間：午前8時30分～午後5時15分、土日休日を除く）

### 愛知県受入被災者登録制度

#### 【愛知県 被災地域支援対策本部被災者受入対策プロジェクトチーム】

電話：052-954-6724

### 生活資金

#### ○生活福祉資金（緊急小口資金）の貸付

災害救助法の適用となった地域に住民票のあった世帯で、被災により当座の生活費が必要な世帯に、10万円（特例の場合は20万円）を限度として、生活福祉資金（緊急小口資金）をお貸しします。返済の期限は、1年間の据置期間経過後2年以内で、無利子です。

#### 【南知多町社会福祉協議会】

電話：0569-65-2687

### 住居の確保

#### ○受入可能な施設等の情報提供

受入可能な施設等について、南知多町公式ホームページで情報提供しています。

#### 【南知多町役場 建設経済部 建設課】

電話：0569-65-0711（内線 234）

### 医療・健康

#### ○医療機関の受診

保険証を被災で消失等された場合でも医療機関を受診いただけます。また、家屋が半

壊以上の被害を受けた世帯、世帯主が行方不明やお亡くなりになった世帯や世帯主が失職し現在収入がない等の世帯の方、または福島原発の避難・屋内退避対象地域の方については、各医療機関の窓口申し出ていただくことにより、当面、医療費の支払いが猶予されます。

## ○健康相談

南知多町保健センターにおいて、保健師等による身体の健康及び心の健康に関する相談を行っていますのでご利用ください。

【南知多町役場 厚生部 保健介護課（南知多町保健センター）】

電話：0569-65-0711（内線 511・512・513・514）

## **国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金**

### ○国民健康保険

南知多町国民健康保険に加入された場合、被災地で住宅が半壊以上の被害を受けた世帯は、申請により保険料が減免されますのでご相談ください。

【南知多町役場 総務部 税務課】

電話：0569-65-0711（内線 145・146）

### ○国民年金

国民年金の保険料の納付が免除される制度がありますのでご相談ください。

【南知多町役場 厚生部 住民課】

電話：0569-65-0711（内線 117・118）

### ○後期高齢者医療

愛知県後期高齢者医療制度に加入された場合、被災地で住宅が半壊以上の被害を受けた方、主たる生計維持者が行方不明やお亡くなりになった世帯の方、主たる生計維持者が失職し現在収入がない世帯の方、または、福島原発の避難・屋内避難対象地域の方などについては、保険料が減免される場合がありますのでご相談ください。

【南知多町役場 厚生部 住民課】

電話：0569-65-0711（内線 115・116）

## **高齢者福祉**

### ○介護保険

介護保険サービスを受ける際には、保険証（介護保険被保険者証）の提示が必要になります。保険証を紛失等した方は、お住まいの市町村（保険者）に連絡し、保険証の再交付を申請してください。

なお、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方、世帯主が死亡又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院し収入が減少した方等は、免除証明書等を各介護サービス事業所に提示することにより、利用者負担等が減免される制度があります。

※市町村により免除期間等が異なりますので、詳細については、保健介護課へお問い合わせください。

また、南知多町介護保険に加入された場合、被災地で住宅が半壊以上の被害を受けた方は、申請により保険料が減免されますのでご相談ください。

○介護保険以外の高齢者福祉につきましても、保健介護課へご相談ください。

【南知多町役場 厚生部 保健介護課】

電話：0569-65-0711（内線 540・541・542）

## 障がい者福祉

○障がい福祉サービス・自立支援医療

受給者証を被災で消失された場合でも障がい福祉サービス・自立支援医療が受けられます。また、利用者負担について減免される制度がありますのでご相談ください。

○各種手当てなどの障がい福祉事業につきましても、福祉課へご相談ください。

【南知多町役場 厚生部 福祉課】

電話：0569-65-0711（内線 121・122・123）

## 母子保健

○妊婦及び乳幼児の健康診査・定期予防接種等

妊婦健康診査、乳幼児健康診査及び定期予防接種を受けることができますのでご相談ください。また、母子健康手帳を消失等された場合、保健センターで交付を行っています。

【南知多町役場 厚生部 保健介護課（南知多町保健センター）】

電話：0569-65-0711（内線 511・512・513・514）

## 児童福祉

○保育所への入所

保育の必要な乳幼児の方の入所相談を行っていますのでご相談ください。なお、保育料が免除になる場合があります。

○各種手当てなどの子育て支援事業

福祉課へご相談ください。

【南知多町役場 厚生部 福祉課】

電話：0569-65-0711（内線 124・125）

○子どもに関する相談

18歳未満のお子さんの施設入所相談等に応じます。詳しくは、児童相談所へお問い合わせください。

【知多児童・障害者相談センター】

電話：0569-22-3939

【南知多町役場 厚生部 福祉課】

電話：0569-65-0711（内線 124・125）

## ○女性に関する相談

母子生活支援施設への入所をはじめとする女性に関する相談に応じます。

【知多福祉相談センター】

電話：0569-31-0121

## 学校教育

### ○小・中学校への転入学

お住まいになる学区の小・中学校へ通学することができますので、お申し出ください。  
また、特別支援学級等への就学をご希望の方はご相談ください。

【南知多町教育委員会 学校教育課】

電話：0569-65-0711（内線 552・553・554）

### ○県立高等学校への転入学

県立高等学校への転入学をご希望の方はご相談ください。

【愛知県教育委員会 高等学校教育課】

電話：052-954-6786

### ○就学援助等

被災の状況に応じて、公立小学校・中学校では、就学援助（学用品費等の給付）を受けることができます。希望される方はご相談ください。

【南知多町教育委員会 学校教育課】

電話：0569-65-0711（内線 552・553・554）

## 住民票等

### ○住民票の写し等の手数料の免除

被災された方（り（被）災証明書の提示又は免除申出書の提出が必要）に対し、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄（抄）本、外国人登録原票記載事項証明書などの手数料が免除される制度がありますのでご相談ください。（当分の間）

### ○転出証明書がない場合の転入届

被災地域からの転入で転出証明書を提出できない場合でも、南知多町において転入届を受理する制度がありますのでご相談ください。（当分の間）

【南知多町役場 厚生部 住民課】

電話：0569-65-0711（内線 112・113・114）

## 在日外国人

愛知県国際交流協会では、外国人の皆さまの相談や、多言語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語）での情報をお知らせしています。

【愛知県国際交流協会（あいち国際プラザ）】

電話：052-961-7902

ホームページ：<http://www2.aia.pref.aichi.jp/>